


三木市記者発表資料 (令和5年6月27日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 建築住宅課	課長 武内一也 (内線 2270)	指導係	0794-82-2000 (内線 2259)

タイトル
「マンション管理適正化推進計画（素案）」の策定に向けたパブリックコメントを募集
内容
<p>市内には 5 カ所 634 戸の分譲マンションがあり、そのうち 4 カ所 614 戸（約 9 割）が築 40 年を超えています。10 年後には市内全てのマンションが築 40 年以上となることから、施設の老朽化や管理組合の担い手不足等の問題が懸念されます。</p> <p>マンションは、戸建て住宅と比べて規模が大きく、適正に管理されないでいると、外壁の剥落による近隣住民への被害など、周辺環境に深刻な影響を与えるおそれがあります。</p> <p>マンションの管理は、管理組合が自らの費用と責任で行うことが基本となりますが、周辺環境への影響という公共性・公益性の観点から、維持管理計画の適正化への取組を促すことが重要となります。</p> <p>そのため、マンションの管理水準の維持向上を図り、管理の適正化を推進することを目的に、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、「三木市マンション管理適正化推進計画(素案)」を策定します。</p> <p>この計画の策定にあたり、住民の皆様から計画（素案）に対するご意見やご提案を募集します。</p>
1 募集期間 7月18日（火）～8月16日（水）
2 計画（素案）の閲覧場所 市役所 2 階 建築住宅課、市役所 3 階情報公開コーナー、吉川支所、各市立公民館、三木南交流センター
・市ホームページ（公開は7月18日から） https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/40/60164.html

3 意見の提出方法 計画（素案）の閲覧場所にある意見提出用紙に氏名、住所、電話番号等を記入し、市役所 2 階建築住宅課へ持参、郵送、FAX、市立公民館等にある「市民の声の箱」への投函、電子メール（ publiccomment@city.miki.lg.jp ）のいずれかの方法で提出してください。

4 提出された意見の取扱い

募集期間終了後、市の見解とともにホームページ等により一定期間公表（氏名等は非公開）します。提出された意見に対して、個々の回答は行いません。

セールスポイント

「三木市マンション管理適正化計画」を策定することにより、計画に定める管理計画認定制度による認定を行うことができます。

管理計画認定制度についてはマンション管理組合が市の定める基準に適合する管理計画を作成し申請することにより市が認定を行います。認定を受けることにより、マンションの価値を保つだけでなく、住宅金融支援機構の【フラット35】の金利引き下げや、大規模修繕工事を令和7年3月31日までに実施した場合、大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税の減税措置（要件あり）等の優遇措置が受けられます。